

## 大阪府条例第五十九号

大阪府屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府屋外広告物条例（昭和二十四年大阪府条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(危害の防止等)</p> <p>第六条 <u>次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。</u></p> <p>一 <u>著しく破損し、又は老朽化したもの</u></p> <p>二 <u>倒壊又は落下のおそれのあるもの</u></p> <p>三 <u>信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げるもののほか、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第二十条 第十八条第一項又は前条の規定により措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置した者又はこれらの管理者を確知することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、五日以上の期間を定めて、その期間までに除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示しなければならない。</p>	<p>(危害の防止等)</p> <p>第六条 <u>公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第二十条 知事は、第十八条第一項又は前条の規定により措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置した者又はこれらの管理者を確知することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、五日以上の期間を定めて、その期間までに除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示しなければならない。</p>

第二条 大阪府屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第二十二条 府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域を除く。次条第二項第二号及び第二十二条の七第一項第五号において同じ。）内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2―6 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第二十六条 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪を除く。）、町及び</p>	<p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第二十二条 府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域を除く。次条第二項第二号及び第二十二条の七第一項第五号において同じ。）内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2―6 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第二十六条 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、寝屋川市及び東大阪を除く。）、町及び村の区</p>

<p>び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―一五 (略)</p> <p>2 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、門真市、摂津市及び東大阪市を除く。)及び町(島本町及び熊取町を除く。)の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一―二十一 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―一五 (略)</p> <p>2 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、摂津市及び東大阪市を除く。)及び町(島本町及び熊取町を除く。)の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一―二十一 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

第三条 大阪府屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<del>危害の防止</del>)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(<del>管理責任</del>)</p> <p>第六条の二 <del>広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)</del>又は<del>広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者(以下「管理者」という。)</del>は、これらに<del>関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</del></p> <p>(経過措置)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 広告物又は掲出物件(第三条第一項の許可を受けているものを除く。)が、新たに許可区域又は禁止区域に存することとなった場合には、規則で定めるところにより、当該存することとなった日から三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の規定により許可区域に存するものとみなされ、又は前項の規定により第四条第一項の規定を適用しないものとされた広告物又は掲出物件については、当該存するものとみなされ、又は適用しないものとされた期間改造し、又は移転してはならない。ただし、前三条の規定を遵守するため、改造し、又は移転する場合は、この限りでない。</p> <p>5―7 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p>	<p>(<del>危害の防止等</del>)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 <del>広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、</del>広告物又は掲出物件に<del>関し、補修その他必要な管理を行わなければならない。</del></p> <p>(経過措置)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 広告物又は掲出物件(第三条第一項の許可を受けているものを除く。)が、新たに許可区域又は禁止区域に存することとなった場合には、当該存することとなった日から三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の規定により許可区域に存するものとみなされ、又は前項の規定により第四条第一項の規定を適用しないものとされた広告物又は掲出物件については、当該存するものとみなされ、又は適用しないものとされた期間改造し、又は移転してはならない。ただし、前三条の規定に<del>抵触</del>するため、改造し、又は移転する場合は、この限りでない。</p> <p>5―7 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p>

5 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であつて、これらを掲出する期間が三十日を超えないものについては、第三条の規定は適用しない。

(許可の申請等)

第十一条 第三条第一項又は第八条の二第一項の許可を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 広告物の所有者等が申請者と異なる場合にあつては、その所有者等の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

三 管理者が申請者と異なる場合にあつては、その管理者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

四 十二 (略)

2 (略)

(工事の完了の届出)

第十四条 第三条第一項又は第八条の二第一項の許可を受けた者(以下「許可広告物表示者等」という。)は、当該許可に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第十五条 許可広告物表示者等は、第十一条第一項第六号から第十号までに掲げる事項に変更を加え、又はその広告物及び掲出物件を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 許可広告物表示者等は、第十一条第一項第七号の期間(前項の許可を受けた場合には、その変更後のもの。以下「許可期間」という。)が満了した後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可期間の満了前に、知事の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可に係る申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第十六条の二の点検の結果を記載した書面を当該許可に係る申請書に添付しなければならない。

3 前項前段の場合において、申請者が当該許可に係る広告物の所有者等と異なるときは、当該広告物の所有者等は、同項後段に規定する書面をあらかじめ当該申請者に交付しなければならない。

(変更の届出)

第十六条 許可広告物表示者等は、第十一条第一項第一号から第五号まで、第十一号又は第十二号に掲げる事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、その日から五日以内に、

5 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であつて、掲出期間が三十日を超えないものについては、第三条の規定は適用しない。

(許可の申請等)

第十一条 第三条第一項又は第八条の二第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 広告物又は掲出物件を管理する者(以下「管理者」という。)が当該申請書に係る者と異なる場合にあつては、その管理者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

三 十一 (略)

2 (略)

(工事の完了の届出)

第十四条 第三条第一項又は第八条の二第一項の許可を受けた者(以下「広告物表示者等」という。)は、当該許可に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第十五条 広告物表示者等は、第十一条第一項第五号から第九号までに掲げる事項に変更を加え、又はその広告物及び掲出物件を改造し、若しくは移転しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 広告物表示者等は、許可期間が満了した後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、当該許可期間の満了前に、知事の許可を受けなければならない。

(変更の届出)

第十六条 広告物表示者等は、第十一条第一項第一号から第四号まで、第十号又は第十一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日から五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

その旨を知事に届け出なければならない。

(点検の義務)

第十六条の二 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、屋外広告士(法第十条第二項第三号イに掲げる者をいう。以下同じ。)又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものに、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(除却の義務)

第十七条 許可期間が満了したときは、許可広告物表示者等又は管理者は、その日から五日以内に、広告物又は掲出物件を除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。

(許可の取消し、除却命令等)

第十八条 第三条第一項又は第八条の二第一項の許可を受けた広告物又は掲出物件が著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときは、知事は、その許可を取り消し、又は許可広告物表示者等若しくは管理者に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 許可広告物表示者等が第三条第二項又は第八条の二第二項の条件に違反したとき、又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、知事は、その許可を取り消すことができる。

(登録の実施)

第二十二条の三 (略)

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を当該登録に係る申請者(前条第一項の申請書を提出した者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十二条の四 (略)

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該登録の拒否に係る申請者に通知しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十二条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、規則で定めるところにより、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一―五 (略)

2 (略)

ない。

(除却の義務)

第十七条 許可期間又は掲出期間が満了したときは、広告物表示者等又は管理者は、その日から五日以内に、広告物又は掲出物件を除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。

(許可の取消し、除却命令等)

第十八条 第三条第一項又は第八条の二第一項の許可を受けた広告物又は掲出物件が著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときは、知事は、その許可を取り消し、又は広告物表示者等若しくは管理者に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 広告物表示者等が第三条第二項又は第八条の二第二項の条件に違反したとき、又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、知事は、その許可を取り消すことができる。

(登録の実施)

第二十二条の三 (略)

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る申請者(前条第一項の申請書を提出した者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十二条の四 (略)

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の拒否に係る申請者に通知しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十二条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一―五 (略)

2 (略)

<p>(業務主任者の設置)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>一 屋外広告士</p> <p>二一五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十八条の二 (略)</p> <p>一 第三条第一項、第四条第一項若しくは第二項、第六条、第八条の二第二項後段又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反した者</p> <p>二一四 (略)</p>	<p>(業務主任者の設置)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>一 <del>法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</del></p> <p>二一五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十八条の二 (略)</p> <p>一 第三条第一項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第二項、第八条の二第二項後段又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反した者</p> <p>二一四 (略)</p>
---	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の大阪府屋外広告物条例第三条第一項、第八条の二第一項若しくは第十五条第一項若しくは第二項の許可又は同条例第十二条の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件（以下「現許可広告物等」という。）については、この条例の施行の日から平成三十二年九月三十日までの間は、第三条の規定による改正後の大阪府屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第十六条の二の規定は、適用しない。
- 3 現許可広告物等に係る新条例第十五条第二項前段の許可については、この条例の施行の日から平成三十二年九月三十日までの間は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。